

鳥取市財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月18日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第33号

鳥取市財産規則の一部を改正する規則

鳥取市財産規則（昭和39年鳥取市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第13条の3第1項第1号中「建物を除く。」を「建物を除く。以下同じ。」に、「50年」を「50年以上」に改める。

第14条第1項を次のように改める。

普通財産の貸付料は、年額をもって市長がこれを定める。ただし、年又は月の中途において使用させ、又は使用させなくなったときの貸付料の額は、それぞれ月割り又は日割りにより算出して決定する。

第14条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第54条第1項及び第65条の2中「債権管理課長」を「収納推進課長」に改める。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号(第11条関係)

鳥取市指令受 第 号

年 月 日

住所

氏名 様

鳥取市長 印

## 行政財産使用について(許可)

年 月 日付け 第 号で申請がありました行政財産の使用については、鳥取市財産規則第 11 条の規定により下記の条件を付して許可します。

### 記

- 1 許可内容
- 2 許可条件

#### (教示)

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長※1 に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長（教育委員会※2）となります。）、提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

※1 地方自治法第238条の7第1項に基づき、市長以外の機関による処分であっても、審査請求の対象は市長となります。

※2 教育委員会又はその権限に属する事務の委任を受けた行政庁の処分に係る地方公共団体を被告とする訴訟については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第56条に基づき、教育委員会が市を代表する者となります。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。